

平成 16 年 6 月 18 日  
金 融 庁

株式会社ユーエフジェイホールディングス及び株式会社ユーエフジェイ銀行  
に対する行政処分について

1. 株式会社ユーエフジェイホールディングス(以下「当社」という。)は、4月28日に業績予想修正(平成16年4月28日付「平成16年3月期業績予想および連結業績予想の修正に関するお知らせ」)を発表したが、その後、5月24日の決算短信(平成16年5月24日付「平成16年3月期決算短信」)において、大幅に異なった決算計数を発表した。これを受け、銀行法第52条の31第1項及び第24条第1項の規定に基づき、当社及び株式会社ユーエフジェイ銀行(以下「当行」という。)に対して、その原因等について報告を求めたところ、4月28日の時点で十分に慎重な見通しをもって経営判断を行わなかった結果、決算短信においては貸倒引当金繰入額が約5,000億円増加しており、適切な信用リスク管理態勢の確保、相互牽制機能の発揮が不十分であるなど内部管理態勢に重大な問題が認められた。
2. このため、当庁は、本日、当社に対して銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、及び当行に対して銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の行政処分を行った。

記

- (1) 将来のリスク要因を適時適切に把握・管理することにより、信用リスク管理機能を一層向上する観点から、以下の点を含め内部管理態勢を充実・強化すること。

信用リスク管理に対する経営姿勢及び経営責任の明確化

取締役会及び本部の機能強化により、引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかの検証態勢の確立(各役員の職務上の責任分担の明確化を含む)

信用リスク管理態勢にかかる相互牽制機能の確立

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成16年7月20日(火)までに提出し、着実に実施すること。

- (3) 改善計画の実施状況等について、改善計画の実施完了までの間、平成 16 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況等を 1 ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)

監督局 銀行第一課 (内 3396、3329)